

# 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間の延長について

42

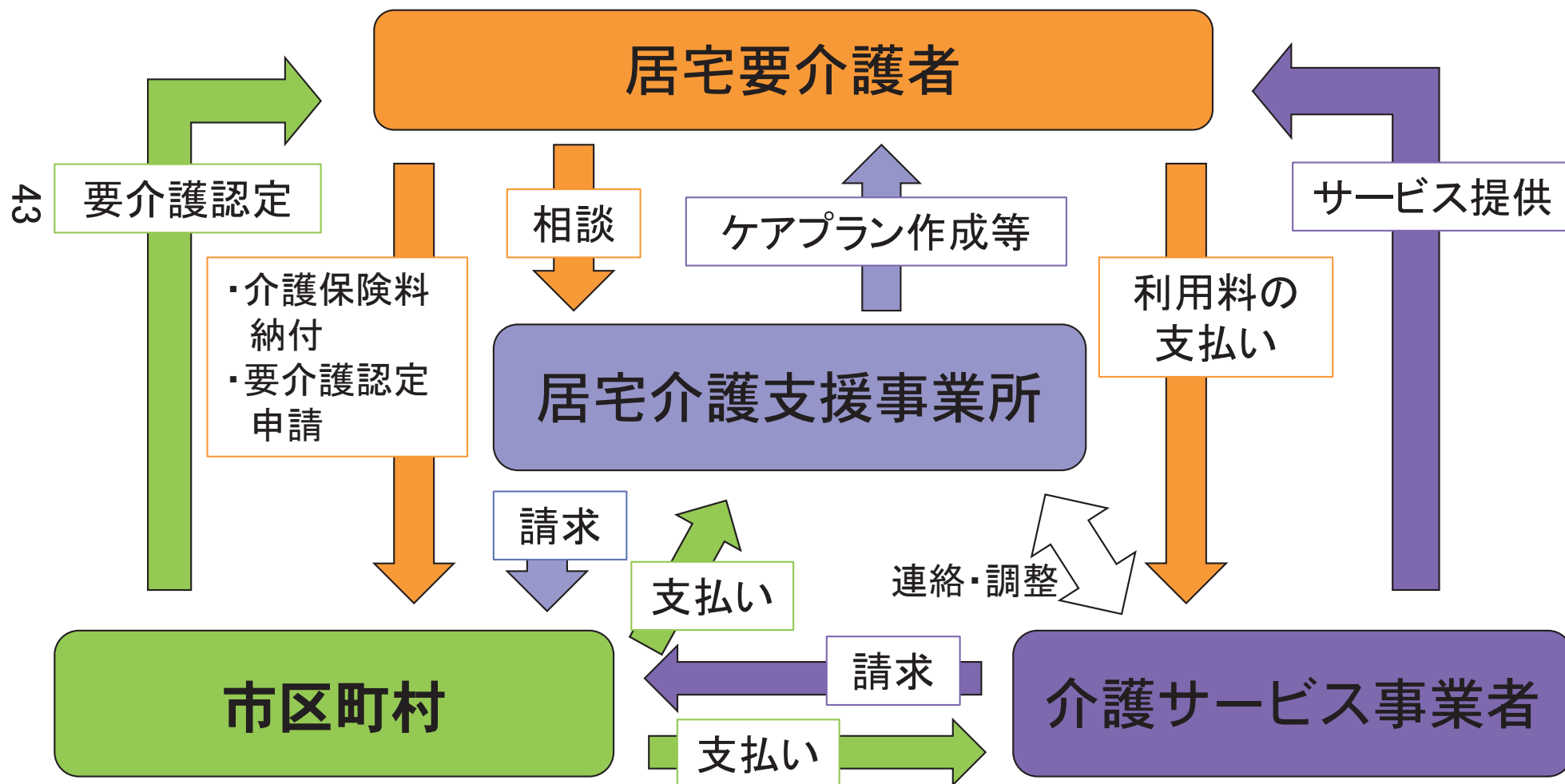


## 宮城県保健福祉部

# 居宅介護支援事業所とは

## 【居宅介護支援事業所】

居宅要介護者が心身の状況等に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、サービスの利用計画(ケアプラン)の作成や介護サービス事業者等との連絡・調整などを行う事業所。



# 居宅介護支援事業所の運営基準

## 【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準】

(平成11年厚生省令第38号)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(平成30年厚生労働省令第4号)

施行期日：平成30年4月1日

(管理者)

第3条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

附 則

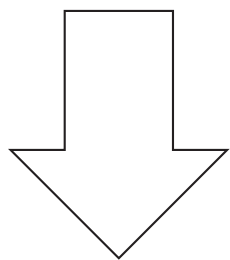
(管理者に係る経過措置)

第3条 平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる。

# 主任介護支援専門員になるための研修

主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66）

→ 主任介護支援専門員研修を修了した者



平成26年7月4日付け老発第0704第2号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」別添5「主任介護支援専門員研修実施要綱」

## 【対象者】

- ①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者
- ②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者
- ③主任介護支援専門員に準ずる者として現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

質の確保のため、対象者の範囲は限定的

## ※都道府県が適当と認める者

（例）・県や市等が実施する介護支援専門員を対象とした研修における講師や助言者  
・市町村が設置する介護保険関係の相談窓口で、介護支援専門員からの相談を受けた実績がある者 など

# 現在の制度の問題点

## 現在の制度

- 居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、令和3年3月31日までの3年間を経過措置期間としている。
- しかし、この3年間で、現在居宅介護支援事業所に管理者として勤務している介護支援専門員全員が主任介護支援専門員研修の受講要件を満たすわけではない。

## 支障

- 経過措置期間中に主任介護支援専門員の資格を取得できない場合、新たに主任介護支援専門員を管理者として雇用する必要がある。
- いわゆる「ひとりケアマネ」の事業所等で、経営状況により新たに主任介護支援専門員を配置できない場合は、休止・廃止せざるを得ない。

# 宮城県における居宅介護支援事業所の現状 ①

## 宮城県内の居宅介護支援事業所(674事業所)について

高齢者福祉圏域 【】内は居宅介護支援事業所数	構成市町村 ( )内は居宅介護支援事業所数
仙南圏域 (2市7町) 【49】	白石市(12)、角田市(9)、蔵王町(3)、七ヶ宿町(1)、大河原町(9)、村田町(3)、柴田町(6)、川崎町(3)、丸森町(3)
47 仙台圏域 (6市7町1村) 【400】	仙台市(273)、塩竈市(22)、名取市(17)、多賀城市(17)、岩沼市(11)、富谷市(11)、亘理町(11)、山元町(7)、松島町(6)、七ヶ浜町(5)、利府町(6)、大和町(11)、大郷町(2)、大衡村(1)
大崎・栗原圏域 (2市4町) 【113】	栗原市(40)、大崎市(48)、色麻町(4)、加美町(3)、涌谷町(7)、美里町(11)
石巻・登米・気仙沼圏域 (4市2町) 【112】	石巻市(43)、気仙沼市(25)、登米市(28)、東松島市(12)、女川町(1)、南三陸町(3)



※仙台圏域(特に仙台市)に事業所が集中している。

# 宮城県における居宅介護支援事業所の現状②

宮城県内の居宅介護支援事業所(674事業所) 調査:令和元年5~6月

現在の管理者が、既に主任介護支援専門員である事業所 **432**

現在の管理者が、主任介護支援専門員でない事業所 **242**

現在の管理者が、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員の研修を受講できる見込みの事業所 **177**

現在の管理者が、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員研修を受講できない見込みの事業所 **65**

- ①専任のケアマネとして従事した期間が通算して5年(60か月)以上 **168**
- ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は認定ケアマネジャー **1**
- ③現に地域包括支援センターに配置されている者 **0**
- ④県が適当と認める者 **8**

このままでは、主任介護支援専門員の配置ができなくなるおそれ

# 宮城県における居宅介護支援事業所の現状③

現在の管理者が、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員研修を受講できない見込みの事業所数

65



法人内・事業所内で対応可能な事業所数

- ・法人内の別の事業所からの配置転換
- ・事業所内で管理者となっていない主任介護支援専門員の配置

40

現行制度では休止・廃止となってしまう事業所数

(現在の管理者が研修を受講できず、法人内での配置転換等が困難な事業所)

25

(うち、ひとりケアマネ事業所 20)

- ・利用者(及びその家族)は、相談相手を失うほか、事業所変更に伴い再度アセスメントを受ける必要がある。
- ・一人で経営している(いわゆる「ひとりケアマネ」)事業所からは、「事業所をやめなくてはならない」との声も...

49



# 宮城県における居宅介護支援事業所の現状④

現行制度では休止・廃止となってしまう事業所数

25

これまでの「顔なじみのケアマネさん」

【沿岸部では】

→ 被災者の心のケアにも貢献

【その他の地域でも】

→ 3つしかない事業所の1つがなくなる可能性がある町も...

50

休止・廃止

地域の実情に応じた  
きめ細かい対応  
ができなくなる  
おそれ



# 提案内容と効果

## 提案内容

居宅介護支援事業所における管理者に係る経過措置の期間を6年（令和6年3月31日）以上に延長する。

## 効果

- 制度改正を理由に事業を継続できない居宅介護支援事業者がなくなる。
- 利用者においても、安心して継続したサービスの提供を受けることができる。